

情報通信審議会 情報通信政策部会
放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会(第12回)
ワーキンググループ合同
議事概要

1 日 時

平成30年3月27日(火) 13時30分

2 場 所

TKPガーデンシティ竹橋 ホール10A

3 議 事

(1)同時配信システムに係る課題について

(2)「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」

平成29年度フォローアップ調査結果(速報版)の報告

(3)放送コンテンツ適正取引推進協議会における取組みの実施状況等について

4 出席者(順不同、敬称略)

【構成員】《委員会》

村井純主査(慶應義塾大学)、新美育文主査代理(明治大学)、近藤則子(老テク研究会)、
谷川史郎(東京藝術大学)、内山隆(青山学院大学)

《ワーキンググループ》

相子宏之(TBSテレビ)、阿部浩二(日本放送協会)、石澤顕(日本テレビ放送網)、清
水賢治(フジテレビジョン)、廣瀬和彦(テレビ東京ホールディングス)、長谷川洋(テ
レビ朝日)、井上治(電子情報技術産業協会)、須田真司(衛星放送協会)、木村信哉(日
本民間放送連盟)、土屋円(放送サービス高度化推進協会)、林正俊(日本ケーブルテレ
ビ連盟)、福井省三(IPTVフォーラム)、吉田正樹(日本音楽事業者協会)、高杉健二(日
本レコード協会)、椎名和夫(映像コンテンツ権利処理機構)、畠良(ヤフー)、角隆一
(日本電信電話)、小林丈記(ソフトバンク)、高木幸一(KDDI)、岡村宇之(日本映像
事業協会)、宮下令文(日本動画協会)、下温湯健(全日本テレビ番組製作社連盟)、五
十嵐真人(博報堂DYメディアパートナーズ)、石川豊(電通)

《オブザーバ》

白鳥綱重（文化庁）、山田仁（経済産業省）

【総務省】《情報流通行政局》

鈴木信也（総務課長）、坂中靖志（放送技術課長）

【事務局】豊嶋基暢（総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長）

5 配付資料

資料 1 2 - 1 - 1 同時配信システムに係る課題について（IIJ）

資料 1 2 - 1 - 2 同時配信関連システムの課題について（Jストリーム）

資料 1 2 - 1 - 3 放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会
プレゼンテーション（アカマイ・テクノロジーズ）

資料 1 2 - 2 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」平成29年度フォローアップ
調査結果(速報版)の公表（総務省報道発表資料）

参考資料 1 2 - 1 委員会（第11回）議事概要

6 議事概要

（1）同時配信システムに係る課題について

- IIJより、資料 1 2 - 1 - 1 に基づき説明がなされた。
- Jストリームより、資料 1 2 - 1 - 2 に基づき説明がなされた。
- アカマイ・テクノロジーズより、資料 1 2 - 1 - 3 に基づき説明がなされた。

◆ 意見交換

- 【内山構成員】ありがとうございました。CM挿入に関してお伺いをしたいと思います。まず、IIJさんの資料で、6ページ目、広告挿入の方式でSSAIとCSAIという形で述べられていますが、どういうパターンがいいでしょうかということなのです。例えば、既存のテレビの放送のように、県単位でCMを差し替えていきましょう、あるいは、今よくネットで言われているような、アドデジタルな広告で、ユーザーを見て広告を差し替えていきましょうといった場合に、純粹に技術的にはどういう組み合わせであるが一番いいのかなというのが、1つ目の質問になります。

それから、Jストリームさんに対する質問です。いただいた資料の13ページ目にありますけれど、ローカル局単位の云々というところで、緩やかな共通基盤化の検討の必要性というご提言をなさっているのですが、もうちょっと具体的なイメージを教えてくださいと思います。

- 【IIJ 福田様】では、IIJのほうからご回答させていただきます。まず1つ目、県単位です

とか、ユーザーを見て差しかえるみたいなのは、技術的にどうすればいいかというご質問なのですが、実はこのSSAIもCSAIも、ソリューションを選べば同じようなことというのは実現が出来ます。この2つ、実際何が違うかというのをちょっと書かせていただいているのですが、CSAIのほうが比較的実装が楽というところがあります。

動画は動画のストリームで扱うことができる、広告動画は広告動画のストリームで扱える。それぞれ別々の動画という形で扱うことができますので、実装としては非常に簡単です。ただ、最近欧米では、広告をブロックするようなアプリというのもありまして、そういうものの影響を受けやすいというふうに一般的に言われているものになります。

一方、SSAIなんですけれども、こちらは本編動画のストリームと広告のストリームを合わせ込んでという形になりますので、クライアント側からすると、その区別がつかず流れてくるわけです。場合によっては、クライアント側のつくりによっては、例えば広告が止まったりですとか、まだまだ熟成度が低く、今年度1年の実績を見ても、そのような印象を受けております。

なので、今後、技術的な課題というのは当然それぞれあるわけなんですけれども、実践できることというのはそんなに変わりはないというような印象を持っているところでございます。

- 【Jストリーム 三山様】先ほどご質問いただきました、当社の資料の13ページにあります、緩やかなローカル局の共通基盤ということなのですが、これは具体的なビジネスそのもの自体を考えるのは私どもの仕事ではないというか、我々はプラットフォーマーとしてやっているものですが、課題認識的には、システムをつくることもそうなのですが、継続的に運用し続けるためにはそれなりにコストがかかってくると思っています。

1局1局単位でそれを負担していくというのは、なかなか現実的ではないかなと思っています。ですから、今後、民放各局様をはじめとして、系列局でそういうことを望まれるのか、もしくは、視聴者目線的にいうと地域なのかもしれませんけれども、そういった形の緩やかな運営体制みたいなのがあると、ビジネス的にミートできるのではないかなと思っている次第です。

- 【村井主査】この会議では、CDNやマルチキャストの可能性について議論されていまして、別の回ではマルチキャストの技術との関係が出てまいりました。この2つの技術との関係について、ご専門の方としてはどのようなお考えをお持ちでしょうかというのがご質問です。
- 【福田様】お答えさせていただきます。CDNとマルチキャストの関係性というか、今後どうなっていくか、みたいなどころではあるのですが、マルチキャストの技術でいいますと、I I Jとしては、かれこれ20年近く前、大体2000年ぐらい、自社の個人向けのISP事業の中にマルチキャストも構築して、動画配信を実際にしておりました。ただ、単一ネットワーク内であるからこそ、

運用、更新、あわせて配信ができたりみたいなどころがあるかと思っています。

現時点で、例えば、これからマルチキャストということになりますと、マルチキャストのどういった面で、どういう形で整備していくかというような問題ですとか、実際、クライアントで現状出ているものでマルチキャストに対応しているものはなかなか多くないというところもございますので、直近で対応していくというのはかなり困難ではないのかなと思っています。

一方、CDNの可能性で言いますと、我々、CDN、ライブですとか、アカマイさんも、Jストリームさんもそうだと思うのですが、増える帯域を見越してどんどん設備増強したりですとか、それを回避するようなアプリケーションを開発されていると思うのですが、そういった形でいろいろ工夫しながら広帯域というのを開始していると。

あと、もう一方、忘れてはいけない要素というところでは言いますと、今日ご紹介したようなv6の方式ですね。例えばIPoEにすることによって、エンドユーザーさんも快適に見られるようになるのではないかという可能性、こういうところももう少し突き詰めて検討していく形のほうがいいのではないかと思った次第でございます。

- 【三山様】基本的に、私自身はいろいろな形で共存していく形になるかなと思っています。特に同時配信みたいな形ですと、みんな同じものを見ているから、効率性ははるかにマルチキャストの方が高いわけです。先ほどありますとおり、クライアント側のサポートだとか、その辺の問題がありますので、ユニキャストで行くべきところはユニキャスト、マルチキャストで行くべきところはマルチキャストといったような形の共存の関係になるのではないかなと思っております。
- 【アカマイ・テクノロジーズ 伊藤様】ありがとうございます。コメントをいただいたとおりなのですが、CDNの将来の発展の中で、マルチキャストの機能が取り込まれていくというような想定を、我々としては考えております。先ほど出ましたクライアントの課題ですとか、もしくは、ネットワークごとにマルチキャストの対応、非対応というのがございますので、そこを配信事業者様が個別で対応するというのは非現実的な考え方になりますので、CDN業者のほうがその違いというのを吸収しながら、ネットワーク、従前マルチキャストのサービスを提供されているキャリア様と、どういうポイントが最も効率よくネットワークに対して出せるのかというところを、技術的に踏まえた上で吸収していければなというふうに考えております。
- 【谷川構成員】アカマイさんにお伺いしたいのですが、ご提出いただいた資料の一番最後のページに、ディスカッションが必要だということのご提示があったのですが、似たような悩みは米国でも起こっているのだろうかと思うのです。米国では、この手のディスカッション、どうやっているのだろうか、もしご存じであれば教えていただけますか。

- 【伊藤様】ありがとうございます。基本的には、米国に限らずというお答えにはなってしまうのですが、こういう配信に関する規模感が大きいという状況になったときに、その配信先のプロファイルのある程度、やっぱりまずはCDN側とディスカッションをいただくというのが、おそらくグローバルでも一般的な状況だと思います。そのCDN事業者から、お客様のご要件として、どういったネットワークのところが想定されますかねということディスカッションさせていただいた上で、そこを問題なくさばけるような形にするというのが、グローバルの中では一般的かなというふうに考えておりますが、国内においては、やはり各放送局様がISPというインターネットを各社に提供しているサービスを意識した形で、同時再放送について考えるということが非常に重要な認識になるのではなかろうかというふうな形での提言になっております。

それがCDNの配置です。どこからのコンテンツを配信するのが適切なのかということにつながるため、非常に重要だというふうに考えております。

- 【谷川構成員】ありがとうございます。ちょっと私の理解が正しくないのかもしれないのですが、そうすると、基本は相対でディスカッションしますという枠組みであって、全体で集まるような場をつくるべきだということ、ここで言われているわけではないと理解したらいいですか。
- 【伊藤様】もし、そういった全体で集まるようなところというのをディスカッションが可能なのであれば、それが一番認識を共有する上では早いのかなと思っております。
- 【村井主査】谷川さんの最初の質問ですが、つまりアメリカではビジネスとしてのディスカッションを進めているということが、先ほどご説明いただいたことだということでしょうか。ありがとうございます。

(2) 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」平成29年度フォローアップ調査結果(速報版)の報告

- 事務局より、資料12-2に基づき説明がなされた。

◆ 意見交換

- 【宮下構成員】日本動画協会の宮下と申します。毎年フォローアップ調査をしていただきまして、本当にありがとうございます。このフォローアップ調査の件でございますけれども、先ほどちょっと事務局からありましたけれども、資料の15ページ、アニメーションの分野のことになりますが、9番、下のほう、取引形態の現状②、円グラフが出ておりますけれども、製作委員会方式というのは、アニメーションの場合、今ほとんどがこの形で製作がされております。

その中でも、放送事業者、番組製作会社、双方が参加した形の製作委員会で作られているもの

が多いということは、放送事業者さんからもありますし、それから番組製作会社さんの回答でも一番多かったということになっているかと思います。ところが、この形の取引に関しましては、現在の製作取引適正化に関するガイドラインには、これらについては言及されていないのが現状でございます。

それで、この実態に合わせたガイドラインの改正というか、策定が必要かなと考えています。動画協会としては、今、去年の6月に設置した放送コンテンツ適正取引推進協議会がありますけれども、こちらのほうは民間ベースで設置されておりまして、ガイドラインの周知啓発が目的ということになっておりますので、ガイドラインの改正ということに関しては、やはり別の検討会ということが必要になるかと思っています。

放送コンテンツの製作取引分野にかなり詳しい知見を持っていらっしゃる有識者で構成されている、そういった総務省主催の検討会というのが必要で、ぜひ行っていただきたいなと考えております。よろしく申し上げます。

- 【近藤構成員】 もし失礼な質問だったら申しわけないのですが、この番組製作会社からの回答状況というところで、団体未加盟というのが725社あって、対象社数の一番多いのが未加盟になっているのは、これは例えばいわゆる系列と言ったら失礼なんですけれども、下請とか、そういう会社のことを指しているのかなというのを回答していただける方がいらっしゃったら教えてください。
- 【村井主査】 私も実は、この辺りが少し気になっており、確認しようと思っていました。別紙2を見ますと、番組製作会社からの回答状況が回答率22.6%で、放送事業者からは78.4%というのを踏まえて、その22%のうちの何%という議論をしているのが別紙1だと考えていいのですよね。
- 【事務局】 はい。
- 【村井主査】 合っていますか。それでは、この別紙1で比較しているのは、22%回答していただいた分と、78%回答していただいた分をそれぞれ100%だと思って比較してあるのが、別紙1の数字ですね。
- 【事務局】 はい。
- 【村井主査】 もう一つの質問は、昨年と比較していますけれども、昨年の回答率というのも、番組製作会社からの回答率が30%から22%に減っているのですけれども、この2つをそれぞれ100%だと思って比較しているのが別紙1ですよね。
- 【事務局】 はい。

- 【村井主査】ありがとうございます。それで、今のご質問は、この未加盟が一番マのジョリティーになっていて、その未加盟の回答率が悪いかということ、回答率はどれもあまりよくないところもあり、このあたりは、どのように理解したらよいのでしょうか。規模ですかね。
- 【下温湯構成員】A T P全日本テレビ番組製作会社連盟です。いろいろ製作社の団体ありますけれども、あくまでも任意の加盟ですので、例えば番組制作者個人が個人事業主として会社を名乗っていらっしゃる方もいれば、大きい規模の番組製作会社もあって、それぞれの立場である任意に加盟されているので、どうしてもそこに加盟されていないところが出てきてしまうところだと認識しております。
- 【近藤構成員】私は、この1年ほど友人が突然有名人になって、たくさんのテレビ局の取材を受けることになって、現場の本当にお家に取材に来てくださる方たちというのは、聞いていると、下請の、下請の、下請という感じがするのです。本当にとっても大変そうで、もしも放送業界の製作、よい番組をつくるということを考えたときに、そういった人たちの立場を守ったり、そういった立場の人たちを応援したりする仕組みというのを、この色々な会とかをお作りになるとは伺っています。現場のA T Pとか、テレコムスタッフとか、本当に大きなプロダクションが参加していらっしゃるのですけれども、どんなふうを考えておられるのか教えていただけたらと思います。
- 【下温湯構成員】続けてお答えします。どうしても番組製作会社は、東京、関東であるとか、関西であるとかに集中していて、いたるところにある会社に声をかけて、A T Pでいいますと、非常に多くの製作会社に加盟していただきたいということで、お声がけはしているのですけれども、あくまでも先ほども申し上げましたけれども、任意であるということにおいて、なかなか躊躇されている方々もいらっしゃいます。

そこを何とか努力していかないといけないというのは、団体を名乗っているからこそ、やらねばならないことだと思うと同時に、A T Pとしましては、いろいろ主張させていただいているのは、加盟会員社の利益をあくまでも代表しているのではなくて、番組製作会社ということ業界全般のことを認識した上での発言というのに注意しなければいけないということを、まず当然、参加していただくという意味において考えています。

同時に、こうして未加盟のところが出てくるというのは、総務省さんがアンケートする上で非常に努力なさっていて、実は未加盟のところを掘り出す、探し出すというのは、ものすごく難しい作業なのです。何か名簿があるわけではないですから。こうやって団体未加盟の方々が出てきているところを、それぞれの製作の団体が参加してもらおうということを並行してやっていかないといけないことだなというのは、常日ごろ思っているところであります。

- 【近藤構成員】では、今のままでいいとは思っていないというふうに。
- 【下温湯構成員】全く思っていません。
- 【近藤構成員】わかりました。ありがとうございます。

(3) 放送コンテンツ適正取引推進協議会における取組みの実施状況等について

- 放送コンテンツ適正取引推進協議会より、資料 1 1 - 3 に基づき説明がなされた。

◆ 意見交換

- 【近藤構成員】何度も同じことを聞いて申しわけないのですが、こうした活動があるというのは大変素晴らしいことだと思うのですが、先ほど申しわけなかったのですが、この総務省の調査報告を見ると、本当に書面の交付も知らないとか、著作権の帰属もわからないとか、さまざまな取引価格ですとか、見直しですとかということについて、ギャップが本当に大きくて、問題はとても切実なものだろうと、第三者というか、私たちのような一視聴者は思ってしまいます。

ですから、これを改善するために協議会のような活動が大変素晴らしいと思うので、こういった未加盟の一番多いところに情報が行くには、それこそテレビ局の人がテレビを使ってそういったことをするとか、何かもう少し実効性のあるような手段を講じていただいて、本当によい番組をつくり続ける仕組みというのをつくるのが大事なことだと思いますので、頑張ってくださいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

- 【新美主査代理】どうもありがとうございました。私もこの取り組みは非常に有意義だと思うのですが、これは製作事業者と放送局の間での努力だけでは、実は実を上げないのではないのかと。むしろ、演技提供している実演者とか、パフォーマンスをする人、もろもろの著作権がどうなっているのかというのを製作会社がわからなければ、放送会社との間でも協定しようがないんじゃないかなと。

言ってみれば、本来、著作権が商品であるはずなのに、何が著作権なのか、それがどこまで使われるのかというのは、ある意味で製作の上流から下流まで全然浸透していないのではないかという印象を受けるわけです。その点で、この取り組みが大きなきっかけですけれども、もっともっとそういうところに意識を持っていくということが重要ではないかと思います。

これは、私も実はいろんなところで、いろんな学術団体が著作権とは何ぞやということ、法律家としてはわかっているつもりでも、別の領域の人にとっては、著作権というのはよくわからないと言いながらも、学術論文とか何かを発表したり、引用したりしているわけですので、そういう点、実はこの放送業界、あるいは放送コンテンツに関しても、そういう問題があるのではないかと思

ますので、ぜひその辺、この取り組みをそういう観点から広げていく、あるいは深めていっていただきたいと思います。

この認識の齟齬というのも、どうもその辺にも原因があるのではないかなという印象を持って、お伺いしました。ぜひその辺の取り組みもよろしくをお願いします。

- 【内山構成員】 済みません、私も実は協議会に入っているのですが、微妙に言いづらいところがあるのですけれども。先ほど総務省さんの資料で、協議会に対する期待値がやたら高いんですね。87%という、御祝儀相場だとしても、えらく高い数字が出ちゃったので、多少それに応えるためにも、少しは継続して頑張っていきましょうといったことを、意見表明なのか、あるいは感想なのか、ちょっと微妙なところもあるのですけれども、述べたいところだと思っています。

ただ、先ほどからおっしゃっているように、団体未加盟社に対する周知というのが、確かに大きな課題です。協議会を構成しているメンバー、誰の責任でもないですし、でも、ボリュームとすれば、やっぱりそこは件数としては非常に大きいボリュームになっているところですので、やっぱり何がしかここへ浸透させる方法ということは、協議会としても多分これから考えていかなければいけないのかなとは感じているところでございます。

それから、事務局からの説明のときにもありましたが、放送局さん側の回答率が高いことに対して、製作社側の回答率が低いことに関しては、これも次の改善をしなければいけないところかなと思うのですが。確かに言われてみれば、12月、1月にこれ、アンケート用紙をまいています。だから、時期を変えるとか、いろいろな方法でここの回答率を上げる方法というのが、多分これからの課題ではないかなというふうに感じております。

- 【村井主査】 私のほうからも、1つ質問したいと思います。やはり、今の新美先生のお話のようなことがあると、重要なのは役割です。この協議会は、民の協議会ですね。それで、こうやってここで議論しているのですけれども、官の役割というのは何か、どういうことができるのでしょうか。何かお考え、ありますか。
- 【事務局】 下請法は、この分野だけの法律ではなくて、下請取引全般の話ということで位置づけられております。

先ほどの「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」は、放送分野に特化したものになっています。ガイドラインの中身は、下請法の下位規定ではなく、法に触れる場合もあるかもしれないケースと、いわゆる望ましいパターン等を盛り込んでいます。

また、標準的な契約のスタイルみたいなものも掲載しています。つまり、この「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」は、実際の取引の標準的なもの、あるいは取引するとき

に特に注意を払わなければいけない部分を載せているものですが、先ほど動画協会さんからありましたけれども、平成21年につくって、若干のメンテナンスは重ねているのですが、基本的なところはあまり変わっていないわけです。

ところが、例えば製作委員の実態というのを今回調査しましたが、ここ数年来、製作の形態自身がいろいろ変わっていることもあると思うので、このガイドラインというのは、ある程度メンテナンスを行う必要があるのかもしれない。

そのときに、先ほど著作権の帰属という話になってくると、著作権としてどういうことを考えなければいけないのか等、昨今の実態に合わせてリニューアルする必要が出てくる。これは、どちらかというところと役所の話として、独禁法なり下請法というのをバックグラウンドにし、若干専門的な知見も入れてもらいながら行う必要があります。

一方で、今度は現場で、受発注双方でこれは守らなければいけないことになっているよねということを現場ベースでガイドラインの内容をどう活用するのかというところは、「放送コンテンツ適正取引推進協議会」が行うことになると思います。

その際、個別の会社さんは、なかなか一般的に声を上げにくいので、フォローアップ調査は、社名等々は公表しないということで、率直に教えてくださいという調査をしていますが、この点は官側のほうでご信頼をいただきながら、情報を集めてくるというサイクルになるかと思っています。

その意味で全体の状況を知る上で、フォローアップ調査の回答率というのは生命線ですので、そこは協議会と連携をしながら上げていくという努力はどうしても要る部分かなと思っています。

【村井主査】ありがとうございました。大変重要なポイントだと思います。官の役割も民の役割もあるかと思うので、そういう詰め方をさせていただくのがいいかと思っています。

また、先ほどの新美先生のお話に反応した理由は、権利として認識されていないおそれがあるのではないかということだったからです。知財本部等の議論でも、例えば出版や音楽、映画のように、立場によって認識の仕方が違くと、考え方も違うということがありましたので、そこには、この協議会の支援の範囲や伝え方などが大きな意味を持つこともあるのかと思いましたので、ご質問させていただきました。

それでは、本日の議論全般についてです。本日ご発表いただきました3社の方、ありがとうございました。ここで議論しているのは地上波の再送信です。しかも4Kや、もしかしたらそれ以上の映像・音声インターネットの上で流れていくときに、やはり、それぞれのお立場があるかと思うのですが、マルチキャストの専門の事業者の方など、いろいろな立場の方にもここでヒアリングさせていただいていますけれども、全体のトラフィックがものすごく増えるわけです。さらに、地方の分散といった話も出ており、本日も何度か触れていただきましたけれども、例えば幾つかの放送

局と一緒にプラットフォームを持てるのかなど、そういうシミュレーションも検討していただいています。

全体の話として重要なのは、こういうインフラ業界の専門家の方たちの中で、社会的なコストの予測・見積りがどのようになるかということです。やがて、誰がどのように負担をすべきかといった議論をしていかなければならないと思います。そういう意味で、例えばCDNのキャッシュをどこに、どれだけ配置していくかを考えると、理想的には全てのところに置いていくということになり、それだとすぐに社会的コストが上がるといったことを、背景の1つとして先ほど少しお話いただいたかと思います。そこで、少し先の技術がうまく使われてくると、もう少しこういうことが期待できるのではないかといったようなことも、別の機会に議論させていただければと思いますので、また教えていただければと思いました。

(4) 閉会

- 【村井主査】 それでは、お忙しい中参加していただきまして、ありがとうございました。本日の会合を終了させていただきます。

以上